

# ファイナンシャル通信

2023年  
2月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

## 特集 新NISA、年間投資額は360万円に引き上げ、恒久化に！

2024年から新NISAがスタートします。まず、現行制度への新規投資は2023年末で終了。今まで投資した分は引き続き期限（一般NISAは投資開始から5年、つみたてNISAは20年）まで非課税運用を継続できます。新NISAは現行NISAとは別枠でスタートします。投資枠が広がり期間は恒久化。成長投資枠とつみたて投資枠の併用や、売却時の枠の再利用も可能となります。資産形成の方法が大きく変わりますね。以下に概要と改正点をまとめました。

種類	現在のNISA		新NISA	
	一般NISA	つみたてNISA	成長投資	つみたて投資枠
制度の併用	不可		可能	
年間投資上限額	120万円	40万円	360万円	
			240万円	120万円
生涯非課税限度額	600万円	800万円	1,800万円	
			内、成長投資枠1,200万円	
売却時の投資枠再利用	不可		可能	
非課税保有期間	5年	20年	制限なし	
新規買付可能期間	～2023年末		2024年～恒久化	

## ? マネークイズのコーナー

現在年間40万円（月3万3,333円）まで積み立てできる「つみたてNISA」。平均的な月額積立額はどのくらいなのでしょう？

- 1 4,181円
- 2 1万4,181円
- 3 2万4,181円



（答えは裏面にあります！）

## 今月のお知らせ

日本では2月22日を猫の日としています。世界各国に猫の日があります。日本と同じ2月に猫の日を設けているのが17日のイタリア。猫専門誌「Tuttogatto」が1990年に読者投票で決めたのですが、2月は「猫と魔女の月」と言われていたことや、猫のように自由な精神を持つ水瓶座の月であることが理由だそうです。



## コラム 生前贈与、死亡前7年分は相続財産に！

贈与税の課税方法には、暦年課税（暦年贈与）と相続時精算課税の2種類があります。今回は比較的なじみのある暦年課税について見ていきましょう。

暦年課税では、一人の人が1～12月までの1年間に受けた贈与金額が110万円以内の場合は、非課税となり申告も不要です。比較的気軽に利用できるため、相続税対策として利用する人も多い制度です。ただし、注意点もあります。一つは贈与した人が死亡した場合には、贈与資産が一定期間さかのぼって相続税の対象となるという点です。今まで、この相続税に持ち戻される期間は死亡前3年でした。これが2024年から7年に延長されます。また、延長された4年間については、「贈与財産-100万円」が相続税の対象になります。今回の改正で、相続税対策として暦年課税を利用する場合は、長期的な計画がより重要になりそうです。

### 【暦年贈与の概要・2024年からの改正点】

- ・ 暦年贈与、一人110万円までの受贈は非課税、申告不要
- ・ 贈与者死亡前7年間の贈与は、相続税の対象となる
- ・ 贈与者死亡前3年間の贈与は、全額、相続税の対象となる
- ・ 贈与者死亡前4～7年間の贈与は「死亡前4～7年間の全贈与額-100万円」が相続税の対象になる
- ・ 相続税の持ち戻しの対象となるのは相続や遺贈を受ける人のみ（相続を受けない孫や子の配偶者などは対象外）



## A マネークイズの答え

正解：2 1万4,181円

日本証券業協会の調査によると、2021年末時点の新規投資額は5,769億円。

口座数は339万口座でした。そこから一口座の月積立額を計算すると以下ようになります。



- ・ 5,769億円 ÷ 339万口座 = 17万176円
- ・ 17万176円 ÷ 12ヶ月 = 1万4,181円

## 編集後記

ここまでお読みいただきありがとうございます！

今回はニュースで耳にした「新NISA」について取り上げました。「生涯で1800万円しか出来ないなんてケチだ！」なんて情報もありましたが、私には枠を使い切る自身がありません(笑)無理せず、自分に合った使い方をしたいですね。新しい投資営業も増えるのかな？

「成長枠使って、資産も成長させましょう！」

みたいな。その時は手数料に要注意ですね。生前贈与も親に伝えなくては！←無意味(笑)

発行

あなたがおうちのFP

みついたかし 【おカネの地図】はこちら

三井貴司

日本FP協会 AFP認定者

Mail: mail@fpmitsui.com



あなたがおうちのFPは金融知識の定着と向上を目的として「顧客第一」で情報発信しています。不動産・保険・金融商品の勧誘、手数料目的での販売は一切行っておりません。

